

当金庫が目指す地域密着型金融の方向について

地域経済の活性化や健全な発展のためには、地域の中小企業等が事業拡大や経営改善等を通じて経済活動を活性化していくとともに、当金庫を含めた地域の関係者が連携・協力し、中小企業等の経営努力を積極的に支援していくことが重要です。その中で当金庫は天草に唯一本店を置く協同組織の金融機関として、資金供給者の役割のみにとどまらず、中小企業等への経営支援や地域活性化のため積極的に取組まなければならないと考えています。

当金庫は中小企業等の会員やお取引先のご期待やニーズ等を真摯に受け止め、自らの規模や特性を踏まえて自主性・創造性を発揮しつつ、中長期的な視点に立って継続的に推進していくことが当金庫の経営基盤の維持・拡大、収益の確保、財務の健全性向上につながると確信し、次の取組みを実践してまいります。

■ 会員はじめお取引先に対するコンサルティング機能の発揮

当金庫におけるコンサルティング機能発揮とは次のような取組みになります。

1. 日常的・継続的な関係強化及び経営の目標や課題の把握・分析並びにライフステージ等の見極め
2. 会員はじめお取引先による経営の目標や課題の認識・主体的な取組みの促進
3. 会員はじめお取引先の立場にたった適時適切な問題解決方法等のご提案
4. 会員はじめお取引先の経営改善・再建計画の合理性や実現可能性、さらには問題解決策の確認等の策定支援
5. 貸付条件変更等があったお取引先を含め適時適切な新規のご融資
6. 「経営者保証に関するガイドライン」に基づく適切な取組み
7. 事業再生支援に関する主体的・継続的な関与
8. 会員はじめお取引先との協働による問題解決方法の実行及び進捗状況の管理

■ 地域の面的再生への積極的な参画

会員はじめお取引先や関係機関との日常的・継続的な接触から得られる様々な地域情報を収集・蓄積しつつ、地域経済の課題や発展の可能性等を把握・分析し、そのうえで、地方公共団体、中小企業関係団体等の関係機関と連携・協力しながら、地域の面的再生に向けて積極的な役割を果たしてまいります。

また、天草の経済活性化と同時に会員はじめお取引先の事業拡大や経営改善も図ってまいります。

■ 地域や会員はじめお取引先に対する積極的な情報発信

当金庫は、地域密着型金融の取組みに関して、目標やその成果を地域や会員はじめお取引先へ積極的に情報を発信しています。

当金庫といたしましては、お客様へのご融資利率を単なる高低で計るのではなく、地域密着型金融を積極的に推進している当金庫との信頼関係の強化を通じて、コンサルティング機能や長期的・安定的な資金供給、金融仲介機能の提供に期待していただけること、更に、面的な再生へも積極的に参画し、自らの経営基盤である天草の経済活性化や産業振興等に対して責任ある立場・取組みを継続していくという意思を表明することにより、地域や会員はじめお取引先の信頼や信用、ご支持を高めていきたいと考えております。



役職員のコンサルティング機能を高めるため各種勉強会等を開催しております。

金融円滑化管理態勢について

当金庫は、平成21年12月4日施行の「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(以下、「中小企業金融円滑化法」といいます)に基づき、地域金融円滑化のための基本方針等を定め、これまで同様、お客様の抱える経営上の問題や課題を十分に把握したうえで、その解決・克服を支援する態勢を整備しております。

基本方針は、次のとおりです。

天草信用金庫の地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取組んでおります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。当金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取組みます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

(1) 態勢整備を図るために理事会等において決議した事項

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ① 基本方針の策定
- ② 金融円滑化管理方針の策定
- ③ 金融円滑化管理規程の策定
- ④ 金融円滑化管理責任者の選任等

(2) お客様への経営改善支援を行うための態勢整備

- ① 営業店窓口にて事業資金の資金繰り相談や住宅ローン返済負担軽減並びにその苦情相談に対する「お客様相談受付窓口」を設置し担当役席を責任者として配置しております。
- ② 融資部の担当理事を金融円滑化管理責任者として定めております。
- ③ 総務部に、返済負担軽減等に関する苦情相談受付窓口を開設しております。

天草信用金庫 総務部 電話番号 0969-24-1177

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。

また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

項目	令和2年度
新規に無保証で融資した件数	217件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	15.56%
保証契約を解除した件数	0件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件

■ 「経営者保証に関するガイドライン」とは

中小企業の経営者による個人保証には、資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や、保証後において経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因となっている等、中小企業の活力を阻害する面を有し、個人保証の契約時および保証債務の整理時等において様々な課題が存在しております。

「経営者保証に関するガイドライン」は、それらの課題に対する解決策の方向性を取りまとめたものです。